

■ 利用規定

北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科
シンボルマーク及びロゴタイプに関する取り扱いについて

平成 21 年 9 月 8 日
研究科長 裁定

国立大学法人北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科（以下「医学研究院・医学院・医学科」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプの使用については、この取り扱いによるものとする。

- 1 医学研究院・医学院・医学科のシンボルマーク・ロゴタイプの形状及び彩色は、別紙に定める「シンボルマーク等運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）のとおりとする。
- 2 シンボルマーク及びロゴタイプを使用できる者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 北海道大学
 - (2) 医学研究院・医学院・医学科
 - (3) 医学研究院・医学院・医学科の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）
 - (4) 教職員等が組織する団体
 - (5) その他医学研究院長が使用を認めた団体等
- 3 シンボルマーク及びロゴタイプの使用範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 医学研究院・医学院・医学科の旗等の正規装飾品
 - (2) 医学研究院・医学院・医学科が発行する文書、印刷物（ホームページ等を含む。）
 - (3) 医学研究院・医学院・医学科が作成する便箋封筒等の文具等
 - (4) 医学研究院・医学院・医学科の教職員等の名刺
 - (5) その他医学研究院長が適当と認めたもの
- 4 シンボルマーク及びロゴタイプの使用方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) シンボルマーク及びロゴタイプの形状は、改変してはならない。
 - (2) シンボルマーク及びロゴタイプの彩色は、ガイドラインで定めるとおりとする。ただし、用途によりこれ以外の彩色を用いることができる。
 - (3) シンボルマーク及びロゴタイプの使用にあたっては、医学研究院・医学院・医学科の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。
- 5 シンボルマーク及びロゴタイプに関する管理及び取扱いは、医学研究院・医学院・医学部医学科広報室において行う。

付 記

この取り扱いは、平成 21 年 9 月 8 日から実施する。

付 記

この取り扱いは、平成 29 年 10 月 24 日から実施する。

以 上